

体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針に基づく

# 農家等民泊の手引き

—実施組織編・受入農林漁家編—

宮 城 県

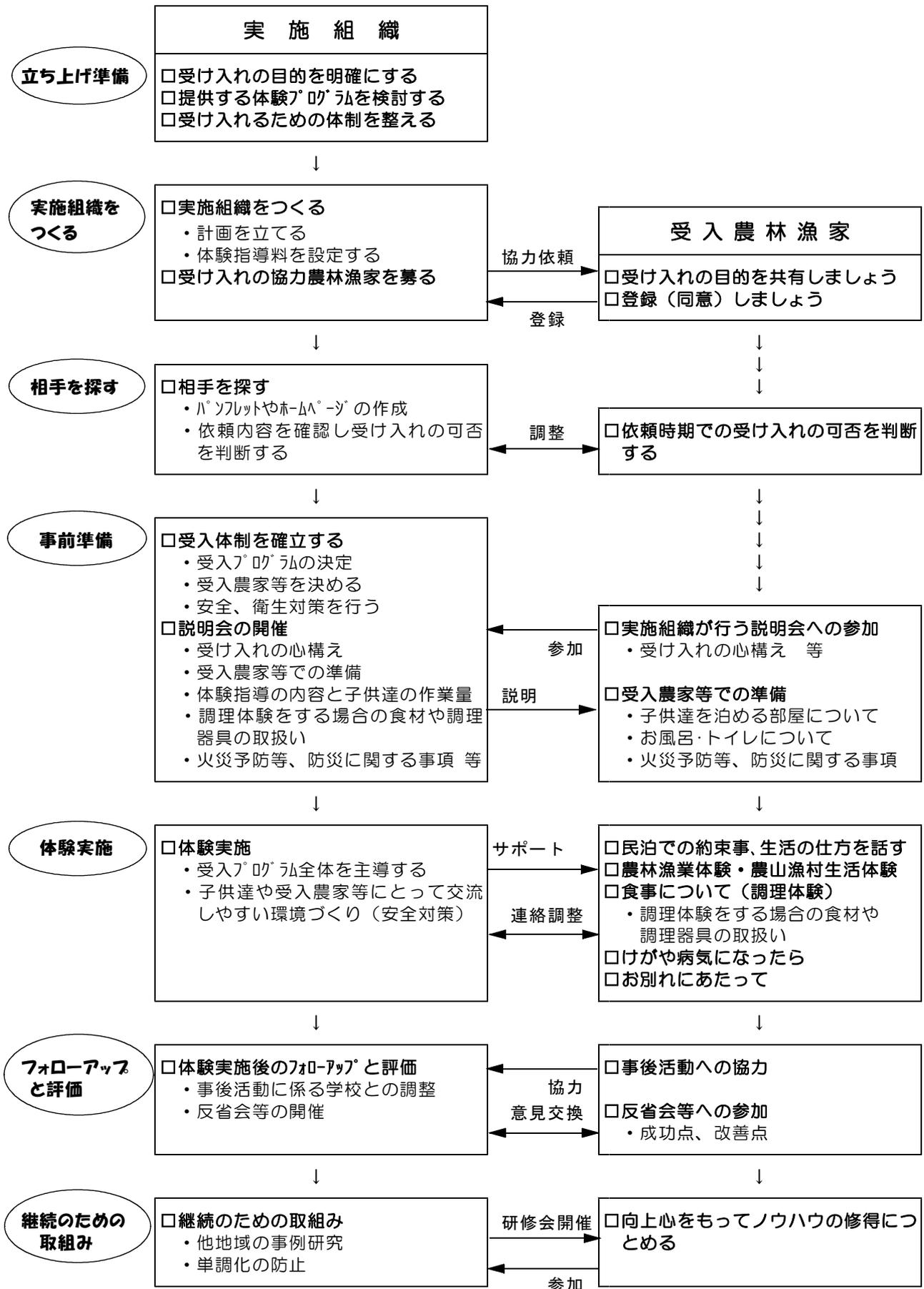
# 目 次

<p>はじめに <span style="float: right;">p2</span></p> <p><b>第1 実施組織編</b> <span style="float: right;">p3</span></p> <p>1 農家等民泊とは <span style="float: right;">p4</span></p> <p>2 農家等民泊を実施する前に <span style="float: right;">p5</span></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) あなたの地域に都会の子供達を 呼びたいと思ったら (p5)</p> <p style="padding-left: 40px;">①受け入れの目的を明確にする (p5)</p> <p style="padding-left: 40px;">②提供する体験プログラムを検討する (p5)</p> <p style="padding-left: 40px;">③受け入れるための体制を整える (p5)</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 実施組織をつくる (p5)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 実施組織の活動 (p6)</p> <p style="padding-left: 40px;">①計画を立てる (p6)</p> <p style="padding-left: 40px;">②体験指導料を設定する (p7)</p> <p style="padding-left: 40px;">③受け入れの協力農林漁家を募る (p7)</p> <p style="padding-left: 40px;">④相手を探す (p8)</p> <p>3 農家等民泊の実施 <span style="float: right;">p10</span></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 受け入れの事前準備 (p10)</p> <p style="padding-left: 40px;">①受入体制を確立する (p10)</p> <p style="padding-left: 40px;">②説明会の開催 (p11)</p> <p style="padding-left: 40px;">③その他 (p14)</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 体験実施 (p14)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 体験実施後のフォローアップと評価 (p14)</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 継続のための取組み (p14)</p>	<p><b>第2 受入農林漁家編</b> <span style="float: right;">p15</span></p> <p>1 体験学習に伴う農林漁家への民泊の意義 <span style="float: right;">p16</span></p> <p>2 農家等民泊を実施する前に <span style="float: right;">p17</span></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) あなたの家に都会から子供達を 呼んでみませんか (p17)</p> <p style="padding-left: 40px;">①受け入れの目的を共有しましょう (p17)</p> <p style="padding-left: 40px;">②登録(同意)しましょう (p17)</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 実施組織が行う説明会への参加 (p18)</p> <p>3 農家等民泊の実施 <span style="float: right;">p18</span></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 受け入れを前に (p18)</p> <p style="padding-left: 40px;">①受け入れの心構え (p18)</p> <p style="padding-left: 40px;">②受け取ることでのお金 (p19)</p> <p style="padding-left: 40px;">③受入農家等での準備 (p19)</p> <p style="padding-left: 60px;">イ 子供達を泊める部屋について (p19)</p> <p style="padding-left: 60px;">ロ お風呂・トイレについて (p20)</p> <p style="padding-left: 60px;">ハ 火災予防等、防災に関する事項 (p20)</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 初めて家に迎えたとき (p20)</p> <p style="padding-left: 40px;">①子供達がやって来ました (p20)</p> <p style="padding-left: 40px;">②その家での約束事、生活の仕方を話す (p21)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 農林漁業体験・農山漁村生活体験 (p21)</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 食事について (p22)</p> <p style="padding-left: 40px;">①食事は必ず子供達に手をかけさせて (調理体験) (p22)</p> <p style="padding-left: 40px;">②調理体験をする場合の食材や調理器具の 取扱い (p23)</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) けがや病気になったら (p23)</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) お別れにあたって (p24)</p>
<p>終わりに <span style="float: right;">p25</span></p>	

- <参考資料>
- ・「安全対策マニュアル」の作成例 (p26)
  - ・火災・救急時の119番通報イメージ (p27)
  - ・「衛生対策マニュアル」の作成例 (p28)
  - ・体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針について (p30)
  - ・体験学習に伴う農林漁家への民泊における火災予防対策等について (p32)

# あなたの地域に都会から子供達を呼ぼう。

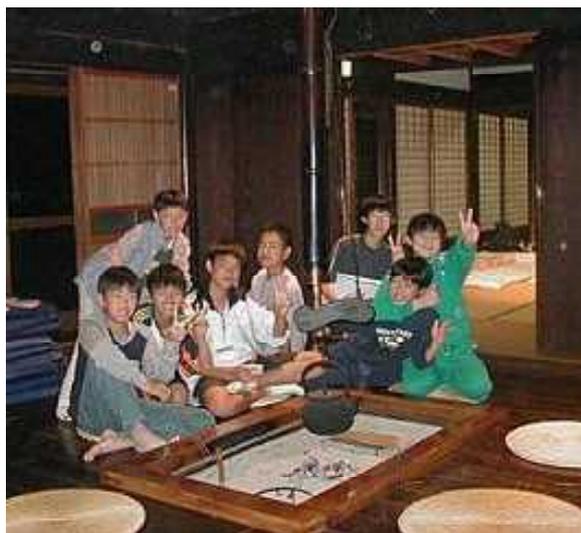
＜体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施フロー＞



## はじめに

近年、少子化や核家族化、地域社会での人間関係の希薄化などにより、子供たちの豊かな人間性や社会性を育む機会が少なくなっていると言えます。

また、学校教育の現場においては、本物に触れることによって「知る喜び」や「学ぶ意欲の向上」が得られるいわゆる「体験型学習」の充実が重視されてきており、こういった背景から、小・中学校による農林漁業の作業体験や農山漁村地域の人たちとの交流を目的とする体験学習が各地で取り組まれています。



一方、そういった子供達を受け入れる農山漁村地域は過疎化、高齢化などで地域活力が低下しており、このような取組みに協力することで、学校の求める教育効果の実現はもとより、「地域外の人たちに地元の良さを知ってもらえる」、「自らも地元の素晴らしさを再発見できる」、「女性やお年寄りの活躍の場ができる」、「子供達が将来的なリピーターとなって、家族連れで再び訪れる」など地域の活性化が期待できます。そしてなによりも、子供達、受け入れた農林漁家の方たちのお互いが楽しく、感動しあえ、一生の心の財産になる本当の交流と言えます。

しかし、このような素晴らしい取組みも、安全で楽しく無理のない方法で実施しないと長続きしないばかりか、お互いに不安や不満がでたり、何らかのトラブルにならないとも限りません。

宮城県では、これまでも様々な形でグリーン・ツーリズムの推進を図ってきましたが、このような農林漁家への民泊をしながら行う体験学習や交流事業についても、推進すべき重要な取組みと考え、平成15年11月に「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針」（平成19年9月改正）を定めております。

この手引き書は実施方針に基づき、体験学習に伴う農林漁家への宿泊を伴う交流事業を旅館や飲食店の営業許可を取らなくても、安全・円滑に実施できるよう関係機関と協力して作成したものです。



子供達の安全・安心と、受け入れに協力していただく農林漁家の方々等に過度の負担とならず、円滑、継続的に実施できるよう、いくつか守っていただきたい事項もありますが、地域グリーン・ツーリズムの発展のお役に立てていただければ幸いです。

# — 實施組織編 —

## 第1 実施組織編

### 1 農家等民泊とは (実施方針：1 体験学習の定義、2 農家等民泊の定義)

一般的には、子供達を農林漁家(以下「農家等」という。)の方たちの生活の場に招き入れ、ホテルや旅館では得られない、ありのままの農家等の暮らしを、ありのままに体験させることを農家等民泊と言っていますが、この手引き書では、学校の校長先生が教育上必要と認めた学校行事として行う農林漁業体験、農山漁村生活体験のため、子供達と引率者が、農家等へ宿泊することに限定して「農家等民泊」としています。

また、この「農家等民泊」は後で述べる実施組織から協力依頼があったものでなければなりません。

農家等民泊では、ありのままの農家等の暮らしを、ありのままに体験できることが魅力なわけですから、受け入れる農家等の方たちも母屋を改装する必要などはありません。

しかし、普通の農家等に泊めるのだから何もしなくていいというのではなく、子供達の安全・安心を考えた、気配りが必要になることは言うまでもありません。

#### ポイント：ホテルや旅館、民宿と「農家等民泊」はここが違います

ホテルや旅館等は宿泊させることを「業」としています。(営業行為)

実は、農家等が体験学習に訪れた子供達を、宿泊料をもらって、何回も泊める場合も同じように「(営)業」と見なされ、ホテルや旅館などを営業するように保健所の許可が必要となりますが、宮城県で定めた実施方針では、「宿泊料に当たるお金をもらってはいけません」と言っていますから、この方針のとおり民泊を行うことは「業」には当たらないことになります。

つまり、農家等民泊は、旅館やホテルのような「営業」ではなく、農林漁業体験や農山漁村の暮らしを体験したい人のために、自分たちの生活の場を提供する、いわゆる「ボランティア的な取組み(指導の対価以外は受け取らない)」なのです。

## 2 農家等民泊を実施する前に

### (1) あなたの地域に都会の子供達を呼びたいと思ったら

#### ①受け入れの目的を明確にする

自分達の地域で、なぜ子供達を受け入れるのか、どんなメリットを目指すのかを話し合って明らかにしておきましょう。

#### ②提供する体験プログラムを検討する

地域の資源を活用して提供できる体験プログラムを検討しましょう。

(農林漁業の作業体験、農山漁村の自然体験・生活体験)

#### ③受け入れるための体制を整える

農家等民泊を円滑に行うために、必ず協議会等の「実施組織」をつくりましょう。

現状では、学校が農家等民泊の受入先を探すときの多くは旅行会社利用していますが、旅行会社が紹介する受入先は、窓口が明確であること、地域をまとめるリーダーが存在することを絶対条件としています。

つまり、安心・安全を確信できる地域でなければ紹介されないのです。

### (2) 実施組織をつくる (実施方針：8実施組織、9協議会の構成員)

都会の子供達に農作業などを体験させるには、日程や体験内容または人数など、学校との打合せを十分に行い、事前準備を整えなければなりません。この学校との打合せなどを農家等が個別に行うのはとても難しいことです。

また、学校の生徒全員が訪問するとなると大人数になりますので、1戸や2戸の農家等ではとても受け入れできず、地域がまとまって実施する必要があります。

こういった問題を解決し、円滑な受け入れを行うために実施組織（協議会組織等）をつくる必要があります。そして、この組織が学校長と協議して、子供達の安全が確保できる場合のみ受け入れることになるのです。

実施組織の主な役割は次のとおりです。

- 実施学校との体験指導料やその他の経費の支払などについての契約
- 体験内容や民泊の日程等の調整
- 受け入れする農家等への指導・助言
- 体験内容や指導対価の額の設定
- その他、民泊実施に伴う学校や農家等との調整業務

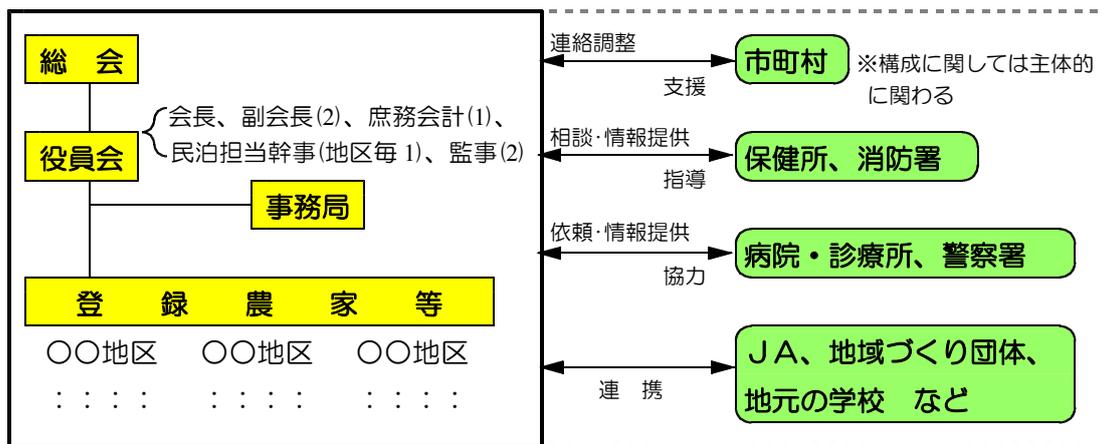
(このほか、受け入れする農家等の確保・登録簿の管理があります。)



なお、実施組織の構成は市町村や市町村が連携した広域的組織に委ねられていますので、実施組織をつくる際は必ず市町村や市町村が連携した広域的組織が関わることになります。

実施組織（協議会組織等）の構成員は、各市町村や地域の実情に応じて決めて差し支えありませんが、農林漁業だけでなくできるだけ様々な分野の人たちを集まっていた方が、参考となる意見が得られ、いろいろ工夫ができることと思います。また、地元の学校の生徒との交流も考えているのであれば、地元の学校の先生にも参加してもらおうと良いでしょう。

**<実施組織（協議会等）構成のイメージ>** ( ---- )部も含めた実施組織も考えられる



**(3) 実施組織の活動**

**①計画を立てる**

実施組織は、自分達の受け入れ可能な規模や時期、どのような体験が提供できるかを具体的に検討して、計画を立てましょう。計画がなければ相手を探すこともできません。

受入時期は農林漁業の繁忙期にかかることが多いと考えられますので、農家等の方たちの仕事の妨げにならない範囲とするよう調整する必要があります。

決して無理な受け入れは行わず、農家等の方たちがあまり負担にならないような計画内容とすることが必要です。終わってみたら疲れだけが残ったのでは、長続きはしません。

※計画の作成段階から最寄りの保健所や消防署等に情報を提供しておく、不測の事態にもすばやく対応できるように。

**<体験学習日程（体験メニュー）例>**

	農業	農・林業	漁業
1日目	入町式・登山 田植え作業・民泊	入町式 林檎摘花・民泊	入町式 杉養殖作業・民泊
2日目	ウドの収穫 田植え作業・民泊	田植え作業 椎茸植菌収穫・民泊	銀鮭水揚げ出荷 ワカメ刈取り・民泊
3日目	牛乳搾り・野外炊飯 離町式	子牛世話・牛乳搾り 離町式	ホヤ養殖作業 離町式

## ②体験指導料を設定する （実施方針：7 指導の対価等の受取り）

実施組織が提供する農林漁業の作業体験や農山漁村での生活体験(調理体験含む)の指導の対価（以下、「体験指導料」という。）がいくらになるかを、指導内容や指導時間を考慮して定めましょう。

区分	内容
指導の対価に含むことができるもの	消耗品（体験のための材料費） 人件費（体験指導のために要する労賃） 収穫農産物価格（収穫体験の場合） 体験指導に要する諸経費
指導の対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 生徒等の送迎のために要する経費

学校からの体験指導料の受け取りは、実施組織が一括して行い、実施組織が各農家等へ支払うようにしましょう

なお、各農家等が受け取る金額は、指導する農家等によって指導内容や指導時間あるいは調理体験の内容に大きな格差が生じなければ、統一的な金額になると考えられます。

### **ポイント：学校から受け取ることのできるお金**

学校から受け取ることのできるお金は、体験指導料と食事の調理体験に使った食材等の実費だけですので注意してください。

## ③受け入れの協力農林漁家を募る （実施方針：3 宿泊人数、1 1 農家等の登録）

実施組織は、受け入れに協力していただける農家等を募り、できるだけ多くの方に登録してもらう必要があります。

受け入れの規模によって異なりますが、これまでの例では30～60戸の協力が必要となることから、実施組織にとっては大変な仕事となりますが、学校が来ることが決まってから、あわてることのないよう、事前に登録された農家等の中から、日程や都合のあう方々をお願いできる体制を整えましょう。



### <参考：受入農家等はどれくらい必要になるのか>

学校の規模によって参加生徒数は違ってきますが、農山漁村で体験学習をしたいと考えている学校は、大体、都会の大規模な学校であることが多いと考えられます。

1学年100名以上、大きい学校では200名を超える場合があります。

仮に100人の生徒を受け入れる場合、1戸に4人ずつ宿泊させても25戸、学校の引率者や、生徒の男女の比率によって30戸ぐらいの協力が必要と考えられます。

協力をお願いするにあたっては、「なぜ、子供達を受け入れるのか」、「年間、いつ頃の時期に、どんな体験を、何校ぐらい実施する予定なのか」、「受け入れによってどんなメリットがあるのか」などを説明し、十分に理解を得てください。

なお、協力してくれる農家等によっては、大きい屋敷で部屋数も沢山あるから大勢で泊まれるという場合もあるかと思いますが、家族の負担や生徒の安全面を考えて4人か5人程度が望ましいでしょう。

### ポイント：普段の農山漁村の生活こそが、子供達には貴重な体験。

受け入れの協力を依頼するとき、農家等の方たちはやはり「よそ様の子を預かって、自分達が何をしてやれるのか」、「やっぱり自分達にはできない」など、つい身構えて難しく考えて、受け入れに消極的になりがちだと思います。

何も特別なことはせずに、普段の農山漁村の生活そのものが、子供達には十分貴重な体験となることを説明することが必要です。

#### ④相手を探す

受け入れの体制が整ったら、いよいよ相手を探すことになります。

パンフレットやホームページを作成するなど、学校側に体験学習の受け入れを行っているというPRを広く行いましょう。

学校から体験学習受け入れの依頼が来たらまず学校側の体験学習の目的、人数、時期などを確認して、自分達の地域で受け入れ可能かどうかを判断する必要があります。



例えば、学校でどうしても取り入れたい体験内容が自分達の地域で提供できるか、受入農家等の方たちの仕事の妨げにならない範囲で実施できるか、などをよく検討する必要があります。

もし、学校側の考えているとおりにできない場合は、無理に受け入れせず、計画内容を少し変更してもらうなど、学校にも協力してもらいましょう。

学校からの依頼で確認が必要な事項は、次の項目を参考にしてください。

(学校と実施組織の連絡体制をしっかりと構築しておくことが重要です。)



- イ 実施時期及び日程
- ロ 体験実施人数
- ハ 体験内容
- ニ 体験指導料
- ホ 連絡体制
- ヘ 旅行業者の仲介の有無など

※予め、受付簿(チェックリスト)を作成しておくとう便利でしょう。

### <チェックリストのイメージ>

- 1 発信者名(学校名): ( ) ( ) :  学校長が認める行事である
- 2 実施希望日: 平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )
- 3 体験希望人数: 人 (うち引率者数 人)
- 4 体験学習の目的
- 5 希望体験内容: 具体的に
- 6 体験指導料の上限額
- 7 連絡先(学校側の窓口(担当者))  
職・氏名: 電話番号:  
FAX 番号:  
メールアドレス:
- 8 旅行会社の仲介の有無(有・無)

### ポイント: 無理せず自分達の地域で出来ることを提案する

体験内容については、学校側の要望に応えるだけでなく、農家等が無理なく指導できるものを学校と十分に話し合っ決めていくことが大切です。

また、「こんなことができます」、「あんなこともできます」と受入側から提案しても良いと思います。

### 3 農家等民泊の実施

#### (1) 受け入れの事前準備

##### ① 受入体制を確立する

###### イ. 受入プログラムの確立

学校側との打合せを十分に行い、体験学習全体のプログラムを決定しましょう。



###### ロ. 受入農家等を決める

学校側との打合せにより、受け入れに必要な農家等の戸数が確定したら、登録されている農家等と調整の上、協力していただく農家等を選定しましょう。

なお、受入農家等の意欲や力量に配慮し、負担が偏らないようにすることが重要となります。もし、自分達の地域で受け入れることが難しいほどの生徒数であれば、無理せず、受け入れをお断りする勇気も必要です。

###### ハ. 安全対策を行う (実施方針：10 事故等の対応)

実施組織は、予め安全対策について学校長と協議し、「安全対策マニュアル (p26)」を作成するなど、子供達の安全・安心を確保しましょう。

なお、お互いのリスクをなるべく少なくするために、学校にお願いして傷害保険へ加入してもらうなど事故発生時の対応にも万全を期しましょう。

また、万が一けがや病気が発生したときのために、救急対応してもらえる病院の確認や、学校側との緊急連絡体制などは事前に十分な打合せを行っておきましょう。

###### ニ. 衛生対策を行う (実施方針：5 衛生の確保)

食中毒の発生予防等のため、「衛生対策マニュアル (p28)」を作成するなどして、受入農家等に十分な指導を行いましょう。

なお、受入農家等には、念のため事前に検便を実施してもらいましょう。

#### **ポイント：関係機関と密接に連携する**

安全対策や衛生対策などの専門的な内容については、各地域を所管する消防署や保健所と連携をとり、必要に応じて指導をいただき、定期的に見直しをする  
と良いでしょう。

## ②説明会の開催（受入農家等に準備してもらうこと）

農家等の普段の生活を体験させるといっても、やはり、子供達の安全が第一です。安全で楽しい体験学習を実現するためにも、受入農家等の方たちへの説明会等は、是非、行なっていただきたいと思います。そうすることによって、受け入れの安全体制に万全を期すことはもちろん、各農家等の方々の不安を取り除くこともできると思います。

説明会の内容は、次の事項を参考にしてください。

- イ. 受け入れの心構え
- ロ. 受入農家等での準備
- ハ. 宿泊時の生徒への指導・注意事項
- ニ. 体験指導の内容と子供達の作業量など
- ホ. 調理体験をする場合の食材や調理器具の取扱い
- ヘ. 火災予防等、防災に関する事項
- ト. その他、既に実施している地域の取組み例の紹介など



※「第2 受入農林漁家編」を活用してください。

### イ. 受け入れの心構え

はじめて会う人や知らない人を泊めることは、泊める側も泊まる側も緊張したりストレスを感じたりしますが、遠慮しないでどんどん話しかけているうちに、それらが解消されることを受入農家等に伝えましょう。

また、「おもてなししなければ」と思いすぎたり、他の家庭の対応を気にしたりして、つい過剰接待となり、疲れてしまうことになりがちです。それぞれの家庭生活の普段のペースを崩さず、できる範囲で対応することが基本であることを伝えましょう。

#### ポイント：統一的な基準について話し合う

食事や子供達への接し方など生活全般にわたる受け入れ時の対応について、話し合いによりある程度統一的な基準を決めることで、受入農家等の不安を解消することもできるでしょう。

### ロ. 受入農家等での準備（実施方針：6宿泊の安全確保）

#### （イ）子供達を泊める部屋について

万が一、火事などがあつた時でもすぐに避難できるように、1階部分で直ぐに外に出ることができる窓のある部屋を用意してもらいましょう。

また、部屋の採光にも気を配ってもらいましょう。

なお、特別に内装の模様替えなどをする必要はなく、普段使っている部屋であれば、家具等の移動や通常の清掃程度で良い旨を話しておきましょう。

## (ロ) お風呂・トイレについて

お風呂やトイレは事前に清掃するなど、衛生面に注意してもらいましょう。

(トイレは水洗でなくても別に問題はありません。)

なお、補充用のトイレトーパーの場所や生理用品を始末する場所も忘れずに子供達に教えるよう説明しましょう。

## 八. 宿泊時の子供達への指導・注意事項

学校でも指導していることと思いますが、子供達は旅館やホテルに泊まるわけではありませんので、泊めていただくためのマナーやその家での約束事、生活の仕方を知ってもらう必要があります。

お風呂に入る時間や就寝・起床時間はもちろん、夜、何か困ったことがあった時にどのようにして家の人に伝えるかなども、子供達に話すよう説明しましょう。

## 二. 体験指導の内容と子供達の作業量など

団体での体験(作業)のほかに、民泊した各農家等でも体験(作業)を行う場合には、何を体験(作業)させるか、予め受入農家等の家族内で話し合っておいてもらいましょう。

子供達にとっては一面の田畑や山々の中で土を踏んで歩くこと自体が、素晴らしい体験です。何も野菜の収穫をさせることにこだわる必要は全くありません。

泊まるのが男の子か女の子かによっても違ってきますし、あまり難しい仕事はできないかもしれませんが、お客さん扱いせず、その時期に普段している仕事を一緒にするのが基本となるでしょう。

なお、子供達が鎌などの農機具を使うときや、家畜へ接するときは十分注意させるよう受入農家等に徹底してください。農山漁村では自然に身に付く作業の危険性を都会の子は全く知りません。

※急用で受入農家等の家族が留守にするなど、その家庭だけの対応が難しくなったときは、近所の受入農家等に泊まっている子供と一緒に体験(作業)ができるようにしたり、他の農家の畜舎に牛を見に行けるようにするなど、地域で工夫して、お互いに協力し合うことを申し合わせしておきましょう。



### ポイント：雨天時の対策

強い雨などの悪天候で、屋外での作業ができない場合を想定して、予め対策を検討しておきましょう。

各農家等での対応が難しければ、説明会の際に皆さんで話し合っておきましょう。なお、テレビゲーム等の遊びは避けてください。

## ホ. 調理体験をする場合の食材や調理器具の取扱い

食材は鮮度や衛生が保たれたものをよく洗浄するなどして使用し、食中毒などの予防に特に注意して下さい。

なお、飲料水に井戸水を使用している受入農家等がある場合は、「水質検査」を受けてもらいましょう。本当は井戸水を飲むことだけでも貴重な体験になるのですが、水が変わっただけで体調を崩す子供もいるかもしれませんので注意してください。



(詳しくは、衛生対策マニュアル作成例(p28)を参考にしてください。)

### ポイント：食事について

(実施方針：4食事の提供の制限)

本来、農家等の方がつくった食事を提供するときは、食品衛生法の営業許可が必要となります。

このため、農家等民泊を行う場合は、子供達の自炊か子供達との共同調理以外の食事は提供できません。自炊も良いのですが、子供達だけではなかなかスムーズにいきませんので、「調理体験」として材料の下準備や煮炊きなどを教えながら、必ず子供達に手をかけさせた食事にして下さい。

## ハ. 火災予防等、防災に関する事項

火気使用設備・器具の使用後は、火の元の点検を徹底しましょう。

(暖房器具を使用する場合は特に注意を払ってください)

受入農家等には、消火器を設置し、住宅用火災警報器などを備え付けるよう指導しましょう。

また、子供達が火災等を発見した場合のことも考えて、子供達に電話機や照明のスイッチの場所なども教えておくことや、電話機のそばの見える位置に緊急時の通報先や、泊まっている家の世帯主の名前や住所、目標物などを示した張り紙をしておくことも説明しましょう。(「火災・救急時の119番通報イメージ(p27)」を参考にしてください。)

火事や地震に備え、子供達に対して事前に避難口や避難経路、逃げたあとの集合場所などについて説明するよう徹底しましょう。

(詳しくは、安全対策マニュアル作成例(p26)を参考にしてください。)

### <けがや病気になったときの対応>

子供達は農作業や旅行の疲れ、また、環境の変化や緊張で体調を崩す場合がありますので対応については学校側と十分に調整し、受入農家等へも必ず説明しておきましょう。

## ト その他、既に実施している地域の取組み例の紹介など

受入農家等の不安解消と理解を深めるため、他団体の取組み例などを紹介し、取組みの結果、問題となったことや反省点を実施に役立てましょう。

### ③その他 (実施方針：13その他)

その他、農家等民泊の実施についての必要な事項は、実施組織と関係機関とが協議して定めてください。

## (2) 体験実施

実施組織は積極的に体験活動を主導しましょう。

実際の体験活動の場面では、受入農家等をサポートし、農家等が子供達と積極的に関わることができ、農山漁村や農林漁業の様子を伝えられるような環境をつくりましょう。

## (3) 体験実施後のフォローアップと評価

農山漁村での滞在期間中だけでなく、学校に戻った後の教育活動にも協力しましょう。このことによって、子供達が体験学習で得たものを、より深めることができます。受け入れてもらった地域への愛着も強まることでしょう。

また、実施組織は反省会などを行い、成功点や改善点などについて体験活動を振り返り、次回の体験プログラムや実施方法に役立てましょう。

## (4) 継続のための取組み (実施方針：12研修の実施)

体験学習に伴う農家等民泊の継続のためには、受け入れの実績を積み重ねてその経験を活かしていくことはもちろんですが、勉強会などで他地域の事例から学ぶ機会を設けるなど、向上心を持って受入体制のノウハウを高めていくことが、単調化を防止し、受け入れを長期的に継続することにつながると思います。

なお、実施組織は受け入れ前の説明会に限らず、登録農家等に対する研修を年1回以上行い、受け入れの際の子供達の安全と衛生を確保してください。



## － 受入農林漁家編 －

受入農林漁家のための手引きは、それぞれの地域にあったものでなければなりません。

したがって、これはあくまで1つの例に過ぎませんが、あなたの地域で手引きを作成するときや、何か対応に困ったときなどに参考としてお役に立てれば幸いです。

## 第2 受入農林漁家編

### 1 体験学習に伴う農林漁家への民泊の意義

近年、少子化や核家族化、地域社会での人間関係の希薄化などにより、子供達の豊かな人間性や社会性を育む機会が少なくなっていると言えます。

また、学校教育の現場においては、本物に触れることによって「分る喜び」や「学ぶ意欲の向上」が得られるいわゆる「体験型学習」の充実が重視されてきており、こういった背景から、小・中学校による農林漁業の作業体験や 農山漁村地域の人たちとの交流を目的とする体験学習が各地で取り組まれています。

一方、そういった子供達を受け入れる農山漁村地域は過疎化、高齢化などで地域活力が低下しており、このような取組みに協力することで、学校の求める教育効果の実現はもとより、「地域外の人たちに地元の良さを知ってもらえる」、「自らも地元の素晴らしさを再発見できる」、「女性やお年寄りの活躍の場ができる」、「子供達が将来的なリピーターとなって、家族連れで再び訪れる」など地域の活性化が期待できます。そしてなによりも、子供達、受け入れた農林漁家(以下「農家等」という。)の方たちのお互いが楽しく、感動しあえ、一生の心の財産になる本当の交流ができるのです。

#### <農家等民泊って？>

一般的には、子供達を農家等の方たちの生活の場に招き入れ、ホテルや旅館では得られない、ありのままの農家等の暮らしを、ありのままに体験させることを農家等民泊と言っていますが、この手引き書では、学校の校長先生が教育上必要と認めた学校行事として行う農林漁業体験、農山漁村生活体験のため、子供達と引率者が、農林漁家へ宿泊することに限定して「農家等民泊」としています。



#### ポイント：ホテルや旅館、民宿と「農家等民泊」はここが違います

ホテルや旅館等は宿泊させることを「業」としています。(営業行為)

実は、農家等が体験学習に訪れた子供達を、宿泊料をもらって、何回も泊める場合も同じように「(営)業」と見なされ、ホテルや旅館などを営業するように保健所の許可が必要となりますが、宮城県で定めた農家等民泊の実施方針では、「宿泊料に当たるお金をもらってはいけません」と言ってますから、この方針のとおり民泊を行うことは「業」には当たらないこととなります。

つまり、農家等民泊は、旅館やホテルのような「営業」ではなく、農林漁業体験や農山漁村の暮らしを体験したい人のために、自分達の生活の場を提供する、「ボランティア的な取り組み(指導の対価以外は受け取らない)」なのです。

## 2 農家等民泊を実施する前に（実施組織から協力依頼があったら）

### （1）あなたの家に都会から子供達を呼んでみませんか

#### ①受け入れの目的を共有しましょう

自分達の地域で、なぜ子供達を受け入れるのか、どんなメリットを目指すのか、そして受け入れに協力することが農家等にとって何になるのかを「実施組織」を中心に十分に話し合って明らかにしましょう。

この目的をみんなで共有することが受け入れの第一歩です。



#### ＜実施組織（協議会組織等）＞

自分達の地域に都会から子供達を呼びたいと思った方々が、学校側との打合せや色々な約束事などを決めるためにつくった組織で、この組織が学校長と協議して、子供達の安全が確保できる場合のみ農家等民泊を受け入れることになります。

#### ②登録（同意）しましょう

受け入れに協力いただける農家等の方々は事前に実施組織に登録してください。

受け入れの協力を依頼された農家等の皆さんは「目的は理解できるが、よそ様の子を預かって、自分達が何をしてやれるのか」と身構えてしまい、登録に消極的になりがちだと思いますが、何も特別なもてなしはいりません。普通の農山漁村の生活そのものが、子供達には十分貴重な体験なのです。

農家等民泊の規模は様々ですが、これまでの例では30～60戸の農家等の協力を必要とします。実施の際には登録農家等から、日程や都合のあう方々にお願いすることになります

なお、農家等によっては、大きい屋敷で部屋数も沢山あるから大勢で泊まれるという場合もあるかと思いますが、農家等の方やその家族の負担、子供達の安全面を考えると1戸当たり4人から5人程度が望ましいでしょう。

## (2) 実施組織が行う説明会への参加

実施組織では、農家等民泊の実施前に受入農家等を対象に説明会を開催しますので、子供達の安全で楽しい体験学習を実現するために、必ず参加しましょう。

また、何か不安なことがあれば、この機会にどんな小さな事でも実施組織や同じように子供達を受け入れる農家等に相談してみましょう。

## 3 農家等民泊の実施

いよいよ自分達の家子供達がやってくることになりました。

何をしたらいいのか色々心配なこともあると思います。次のことを参考に事前に準備しましょう。

### (1) 受け入れの前に

#### ①受け入れの心構え

農家等民泊は、家族という小さな単位を中心に展開される交流であり、家庭的な雰囲気の中で真に心が開いたふれあいが生まれるものです。家庭とは、生活の現場そのものですから、特別の演出をしたり、飾り立てて行う必要はありません。

「おもてなししなければ」と思いすぎたり、他の家庭の対応を気にしたりして、疲れてしまうことになりがちですが、農山漁村生活の実情そのままを体験してもらうことが、なにより大切だということを忘れないでください。

また、はじめて会う人や知らない人を家に泊めることは、泊める側も泊まる側も緊張し、不安やストレスを感じたりしますし、何かトラブルが起きないとも限りません。子供達が安心・安全に過ごせるように、受入農家等の家族全員が連携・協力しあって取り組みましょう。

#### **ポイント：研修会にも参加しましょう**

実施組織は受け入れ前の説明会に限らず、登録農家等に対する研修を年1回以上行うことにしています。受け入れの際の子供達の安全と衛生を確保するため、積極的に参加しましょう。

## ②受け取ることのできるお金

子供達から受け取るお金は、農林漁業の作業体験や農山漁村での生活体験(調理体験含む)の指導料と食事の調理体験に使った食材等の実費だけです。(収穫体験で収穫した農作物等を提供する場合は、その対価も含むことができます。)

指導料の設定やお金のやりとりは実施組織が一括して行ない、実施組織から各農家等へお支払いしますので、子供達から直接受取ることはありません。

子供達との間にお金のやりとりがあるからといってあまり気構えず、子供達との交流を心から楽しんで下さい。

### <注意：金銭のこと>

子供達への金銭の貸与は行わないことが原則です。

「靴を片方なくしたので買う」など急な出費で持参したお金で賄えないような場合は、実施組織や学校の引率者に相談しましょう。



## ③受入農家等での準備

農家等民泊では、ありのままの農家等の暮らしを、ありのままに体験できることが魅力なわけですから、受け入れる農家等の方たちも母屋を改装する必要などはありません。

しかし、何もなくていいというのではなく、子供達の安全・安心を考えた、“気配り”が必要になります。

### イ 子供達を泊める部屋について

万が一、火事などがあってもすぐに避難できるように、1階部分で直ぐに外に出ることができる窓のある部屋を用意しましょう。

また、部屋の採光にも気を配り、できれば全員がいっしょに泊まれる大部屋があると良いでしょう。これは、都市部の家ではなかなか味わえない良い経験となり、子供達も喜ぶと思います。

なお、特別に内装の模様替えなどをする必要はなく、普段使っている部屋であれば、必要に応じて家具等を移動するほかは、通常の清掃程度でかまいません。

## □ お風呂・トイレについて

お風呂やトイレは事前に清掃するなど、衛生面に注意しましょう。

(トイレは水洗でなくても別に問題はありません。)

なお、トイレが屋外にあるときは、なるべく暗くなる前に用を済ませるようにするのはもちろん、恐がらないよう、照明をつけておくなどの工夫をしましょう。

## ハ 火災予防等、防災に関する事項

火気使用設備・器具の使用後は、火の元の点検を徹底してください。

また、子供達の安全確保の観点から消火器を設置し、火災発生の早期発見のため、住宅用火災警報器などを備え付けるようにしましょう。

なお、子供達が火災等を発見した場合のことも考えて、電話機や照明のスイッチの場所なども教えておくとともに、しっかりと119番通報等ができるよう電話機のそばの見える位置に緊急時の通報先や、泊まっている家の世帯主の名前や住所、目標物などを示した張り紙をしておくようにしましょう。火事や地震に備え、子供達に対して事前に避難口や避難経路、逃げたあとの集合場所などについても説明しておきましょう。

(「火災・救急時の119番通報イメージ(p27)」を参考にしてください。)

## (2) 初めて家に迎えたとき

### ①子供達がやって来ました

先ず、家族の紹介をしましょう。そのときに家にいない人についても、名前を紹介しておきましょう。

疲れている子や荷物の整理をしたい子もいるでしょうから、着いて一段落したら部屋に案内して身の回りを落ち着かせてあげましょう。

また、簡単にでいいですから、家の中や家の周りを案内してあげましょう。

なお、傾合いをみて子供達の体調を確認し、保険証(または写し)を持参しているか、普段飲んでいる常備薬などはもってきているかなどを確認しておいてください。

### **ポイント：子供達にどんどん話しかけましょう**

子供達と接するときは、なるべくお客さん扱いしないで、親戚の子供が来たと思って、普段どおりの生活を体験させてください。

そして、折にふれ気軽に話しかけて下さい。高齢者の方などの話は方言で意味が通じにくいかもしれませんが、これも貴重な経験です。遠慮しないでどんどん話しかけているうちに、最初は固くなってぎこちない子供達も、だんだんうちとけてくるはずです。

## ②その家での約束事、生活の仕方を話す（宿泊時の子供達への指導・注意事項）

学校でも指導していることと思いますが、子供達は旅館やホテルに泊まるわけではありませんので、泊めていただくためのマナーやその家での約束事・生活の仕方を知ってもらう必要があります。

次のようなことを子供達に話しておきましょう。

- ・火事などがあった場合の避難口および避難経路や逃げたあとの集合場所等  
（寝る前に再度、説明しましょう。）
- ・就寝・起床時間
- ・お風呂に入る時間  
（お風呂は自宅にいる感覚で長時間使ってしまう場合があります。事前に「何分くらいで代わってね」と話しておくのも良いでしょう。）
- ・トイレの位置と補充用のトイレットペーパーの場所  
（女の子には生理用品を始末する場所をさりげなく教えてあげてください。）
- ・お風呂の位置と給湯器等の使い方
- ・夜、何か困ったことがあった時に家の人に伝える方法
- ・犬や猫などペットを飼っているようなときも、一応話しておくとも良いでしょう。

### <子供達との話題例>

- ・家族構成
- ・学校でのクラブ活動
- ・得意科目等
- ・休日の過ごし方
- ・趣味について
- ・農林漁業体験の感想 など

## (3) 農林漁業体験・農山漁村生活体験（体験指導の内容と子供達の作業量など）

団体での体験(作業)のほかに、民泊した農家等でも体験(作業)を行う場合には、何を体験(作業)させるかや雨天の場合はどうするかなどについて、家族で話し合っておきましょう。

子供達にとっては一面の田畑や山々の中で土を踏んで歩くこと自体が、素晴らしい体験です。何も野菜の収穫をさせることにこだわる必要は全くありません。

男の子か女の子かによっても違ってきますし、あまり難しい仕事はできないかもしれませんが、その時期に普段している仕事を一緒にするのが基本となるでしょう。

軽トラックで集荷場まで野菜を一緒に出荷しに行くなどの体験も、子供にとっては珍しいだけでなく、大人の仕事に参加したという誇らしさ・充実感を与えるでしょう。また、朝食の材料を畑から収穫させるのも良いでしょう。

### ポイント：急用で対応が難しくなったとき

急用で家族が留守するなどその家庭だけで対応が難しくなったときは、近所の受入農家等に泊まっている子供と一緒に農作業等ができるようにしたり、他の農家の畜舎に牛を見に行けるようにするなど、地域で工夫して、お互いに協力し合うことを心がけましょう。

#### <体験で注意すべきこと>

農機具等の取り扱い、家畜への接し方などには十分注意してください。

農山漁村では自然に身に付く作業の危険性を都会の子は全く知りません。



## (4) 食事について

### ①食事は必ず子供達に手をかけさせて（調理体験）

本来、農家等の方がつくった食事を提供するときは、食品衛生法の営業許可が必要となります。

このため、農家等民泊を行う場合は、「子供達の自炊」か「子供達との共同調理」以外の食事は提供できません。自炊も良いのですが、子供達だけではなかなかスムーズにいきませんので、「調理体験」として材料の下準備や煮炊きなどを教えながら、必ず子供達に手をかけさせ、共同調理の食事にして下さい。

失敗しても良い思い出になりますし、地元的新鲜な食材を使えば、きっと美味しく食べられるはずです。

また、せっかくの機会ですから、是非、地元のおいしい料理の作り方を教えてあげて下さい。きっと子供達は家に帰ってから、自慢げに家族に作ってあげることでしょ。

#### <食事に関するワンポイントアドバイス>

自分の家でとれた季節の野菜を使った田舎料理のほかに、何か一品「どんな子供でも好きそうなメニュー」（例えばコロケ、ハンバーグ、鶏の唐揚げ、ポテトサラダ、焼きそばなど）を組み合わせるといったパターンはいかがでしょうか。知らない家に来て何もかも自分の家とは違う中で、食事まで食べたことがないものばかりでは少し元気が出ないかもしれません。

※食べられないもの、嫌いなものはあらかじめ聞いておくと良いでしょう。

## ②調理体験をする場合の食材や調理器具の取扱い

食材は鮮度や衛生が保たれたものをよく洗浄するなどして使用し、食中毒などの予防に特に注意して下さい。念のため調理従事者は事前に検便を受けましょう。

なお、飲料水に井戸水を使用している家庭がある場合は、「水質検査」を受けましょう。本当は井戸水を飲むことだけでも貴重な体験になるのですが、水が変わっただけで体調を崩す子供もいるかもしれませんので注意してください。



### <食中毒予防の3原則>

1. 食中毒の原因菌・ウイルスをつけない。
  - 食品や手、調理器具はしっかり洗う。
  - 食品は包んで保存する（ラップをかける等）
2. 食中毒の原因菌を増やさない。
  - 室内に放置せず冷蔵庫に保存する（温度管理）
  - 作った料理は早めに食べる
3. 食中毒の原因菌・ウイルスを消滅させる。
  - 食品内部まで十分に加熱する。
  - 調理器具は熱湯や漂白剤などで、こまめに消毒する。

## (5) けがや病気になったら

子供達は農作業や旅行の疲れ、また、環境の変化や緊張で体調を崩す場合もあります。そんなときは無理をさせず作業を中止させて下さい。

そして、必ず学校の引率者と実施組織の担当者に連絡して下さい。決して自分達だけで安易に判断しないようにしましょう。病院に連れて行く場合も基本的には学校の引率者や実施組織にまかせましょう。

どうしてもすぐに病院に連れて行かなければならない緊急の場合は、学校の引率者や実施組織の担当者に病院名や症状などを連絡して下さい。

また、そのとき診察料を立て替えて支払った場合は、必ず領収書を受け取り保管しておいて下さい。

なお、万が一けがや病気が発生したときのために、救急対応してもらえる病院や、学校側との緊急連絡体制などについて事前に十分理解しておきましょう。

### ポイント：子供達の体調への配慮

普段から、体調を崩しやすい子供の情報等も実施組織から事前に提供を受けておいてください。アレルギー体質や持病のある子供もおりますので気を付けてあげましょう。

また、子供達は多少具合が悪くなっても言い出しにくくて我慢しているかもしれません。子供達の顔色や様子に十分に気を配り、ちょっとでも様子がおかしいときは声をかけてあげてください。

## (6) お別れにあたって

楽しかったこと、戸惑ったこと、様々な経験をした農家等民泊も終わりです。心なごむよう、また来てみたいと思うように見送って上げましょう。

子供ですから荷物の整理には結構時間を取られるものです。記念写真の撮影などの時間を含め、最終日の朝はゆっくり時間をとれるよう、最終日の前夜に荷物の整理ができるような十分な時間を与えてください。

お土産を持たせる場合は過剰にならないようにしましょう。

原則としては、収穫体験等で採れたお米や野菜等が考えられます。よそでわざわざ買い求める必要はありません。民泊の経験こそが、何よりのお土産なのでから。



## 終わりに

民泊した子供と手紙のやり取りが続いて、休みにまた泊まりに来たり、さらには家族ぐるみでのお付き合いを続けている例が、すでに民泊に取り組んでいる地域でいくつもあるそうです。

せっかくの機会ですから、それっきりでなく、こうした長いお付き合いに発展すれば、受け入れた地域の皆さんの世界も広がって行くのではないのでしょうか。

良い体験をするのは相手ばかりではなく、こちらも都会の子供と接することで、普段は気づかない農山漁村の良さにと気づかされる場面があるに違いありません。

そういう経験を大切にして、民泊が終わったら地域で集まって気づいたことをお互いに話し合ってみませんか。地域の活性化のためにも。

### 参考にした資料

「学校教育で子ども達に農山漁村体験を！」（農林水産省・文部科学省）

「都市農村交流に係るホームステイ受入マニュアル」（加美町）

「受入の注意事項」（登米・本吉地域グリーン・ツーリズム推進協議会「六つの国」）

## <参考資料>

### <安全対策マニュアルの作成例>

〇〇学校の体験学習に伴う農林漁家（以下、「農家等」という。）への民泊の受け入れにあたり、下記のとおり安全対策を確立する。

#### 基本事項

実施組織と学校は連絡体制を確立する。

実施組織と学校は現地に安全対策本部を設置する。

#### 事前の準備

- (1) 学校は生徒に対し緊急時の対応方法を周知する
  - ・ 生徒への指導、緊急時の対処方法、緊急避難場所の周知など
  - ・ 持病を持つ生徒の確認と実施組織への連絡（アレルギー、喘息など）
  - ・ 健康保険証のコピーを持参
  - ・ 病歴・禁忌薬・主治医の連絡先・緊急対処法の確認
  - ・ 保護者への事前の説明及び保護者の同意書の提出
- (2) 学校は、実施組織と連絡を密にし、教員に緊急時の対処法を徹底する。
- (3) 実施組織は、農家等への事前説明会で注意事項を徹底する。
  - ・ 病気、負傷時の対応の指導
  - ・ 連絡先の徹底
  - ・ 生徒の持病と対処法の連絡
  - ・ 安全対策マニュアルの周知
  - ・ 農機具等の使用の注意
  - ・ 家畜等の対処の注意
  - ・ 衛生面への注意
- (4) 消防署、警察署、保健所、病院への事前連絡と協力依頼及び休日当番医の確認する  
（学校は、関係官庁、病院への問い合わせ並びに協力依頼文書を事前に送る）
- (5) 連絡用車両の確保、受入農家等との連絡体制の確立。

#### 火災・天災

- (1) 農家等は安全対策本部へ通報する。
- (2) 安全対策本部は生徒の安全を確認し、以後の方針を決定する。

火 災	宿泊所の確保、交通手段の確保、生徒の移送
地 震	緊急避難場所までの交通手段の確保、点呼、宿泊所の確保
その他	火災・地震に準じる

※予め緊急避難場所を指定する（役場、直近の集会所など）
- (3) 実施組織と学校は協議結果により必要な処置をとる。
- (4) 連絡通報できない災害時には、各農家等の指示により避難場所に避難する。  
（実施組織と受け入れ市町村及び学校の事故対策本部は以後の対応を協議する。）

病気・負傷・事故

- (1) 各農家等の判断で最善の方策をとり、軽微な場合は農林漁家で治療する。
- (2) 各農家等は、安全対策本部に連絡する。
- (3) 安全対策本部は内容を確認し、対処法を検討、判断する。
- (4) 安全対策本部は農家等に連絡する。

※病院に行く場合は基本的に学校の引率者が連れて行く。ただし、緊急の場合は、各農家等が連れて行くこと。(必ず保険証を持っていき、診察料を支払った場合は領収書を保管すること。)

家具・農機具などの破損

- (1) 農家等又は生徒は、安全対策本部に連絡する。
- (2) 安全対策本部は対処法を検討、判断する。
  - ・破損状況の確認など
  - ・必要に応じて保険により修理又は補修などについて検討する  
(修学旅行保険、国内旅行傷害保険、学校旅行総合保険)

<火災・救急時の119番通報イメージ>

☆落ち着いて、次の項目にそって通報してください。

1 1 9 番 通 報 メ モ

1 火事ですか・救急ですか？

火 事 で す ・ 救 急 で す

2 住 所

〇〇市・区・町・村〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇です(世帯主・名称等)

3 何が燃えていますか？(出火箇所は？)

どうしましたか？(どんな状態ですか？)

〇〇の〇〇が燃えています。  
病人・怪我人(人)がいます(〇〇な状態です)

4 目標となるものは？

近くの目標になるもの(学校・店舗・集会所など)

5 通報者の氏名

あなたの氏名

6 通報者の電話番号

電話番号

※ この119番通報メモに通報項目を記入して、電話機の前などに貼っておくと良いでしょう。

## <衛生対策マニュアルの作成例>

〇〇学校の体験学習に伴う農林漁家（以下、「農家等」という。）への民泊の受け入れにあたり、下記のとおり衛生対策を実施する。

### 実施組織の対応

#### 〇衛生講習会

- ・受入農家等に対し、食中毒の防止や食品の衛生、宿泊に伴う衛生対策等を内容とした説明会（講習会）を実施する。

### 受入農家等の対応

#### （１）食品衛生

##### 〇調理従事者の心得

- ・受入農家等は、念のため事前に検便を実施する。
- ・手に傷のある人、下痢・発熱など健康状態の良くない人は、調理に従事しないようにする。
- ・特に、伝染病に罹患している者または疑いのある者は調理に従事しないようにする。
- ・調理の前や作業区分ごと、トイレの後などに、手の洗浄・消毒を十分に行う。

##### 〇調理室の衛生

- ・調理室内やその周囲はきれいに清掃し、整理整頓を心がける。
- ・ねずみ、ゴキブリ、ハエなどの侵入を防止し、調理室内に犬、猫などのペットは絶対に入れない。
- ・冷蔵庫内は、清潔にし常に適正温度で食品を保存する。

##### 〇食品や食器具の取り扱い

- ・食品や食器具の洗浄・消毒は十分に行い、その保管についても衛生保持に努める。
- ・原材料購入する場合は、鮮度、衛生状態、品質、表示などを点検し、安全で適正なものであることを確認すること。
- ・まな板、包丁の衛生管理（洗浄・消毒・乾燥）には特に注意し「魚」、「肉」、「野菜」毎に使い分ける。
- ・ふきんは、消毒済みの清潔な物を使用し用途別に使い分ける。

##### 〇冷凍した食材を使用する場合の取り扱い

- ・冷凍庫の温度管理を徹底する。
- ・解凍は、冷蔵庫内かビニールの袋に入れ流水で衛生的に行う。
- ・解凍後の食材は、できるだけ早く調理し、使い残しをしないようにする。また、再冷凍は避ける。

#### （２）宿泊衛生

##### 〇寝具の取り扱い

- ・シーツや布団等の寝具については、日光にさらすなど消毒をした清潔なものを使用する。
- ・シーツなど宿泊者の皮膚に直に接するものは、宿泊者一人毎に交換する。

○風呂等の取り扱い

- ・風呂等の入浴施設については、浴槽の湯を常に清潔に保つなど衛生に努める。
- ・脱衣所の衣類カゴや足拭き等についても、清潔に保つようにする。

○トイレの取り扱い

- ・トイレは必要に応じて消毒するなどし、衛生に努める。

○宿泊する部屋の取り扱い

- ・宿泊する部屋については、清掃を行うなど清潔に保つよう努める。

○給水施設

- ・水道水その他飲用に使用する水は、衛生的で十分な量を供給する。尚、水道水以外の水を使用する場合は、水質検査により「飲用適」の水を使用すること。
- ※井戸水を使用する場合等は、事前に「水質検査」を受けること。

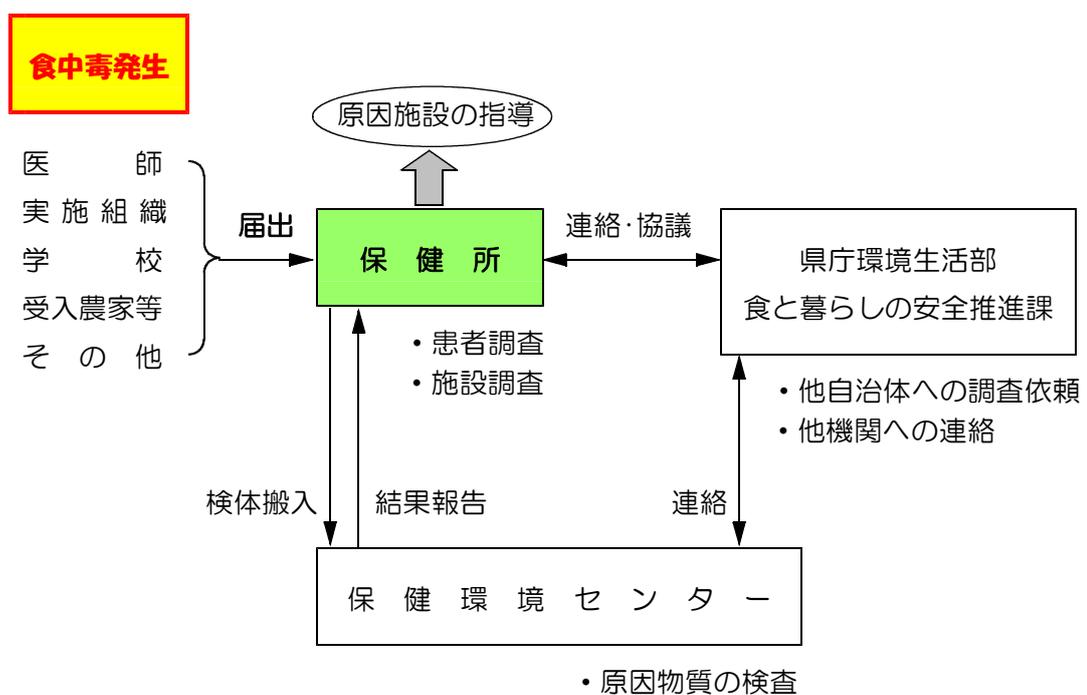
○事故等の対応措置

- ・宿泊等の傷害、事故等の発生に備え救急薬品及び衛生材料を適切に備えておく。

○その他

- ・洗面所及びトイレの手洗い所には手洗い用石けん(ポンプ式等)を設置し、清潔な手ふき・タオルを備えておく。
- ・宿泊施設となる家屋の周囲の衛生についても注意すること。

<食中毒発生時等の連絡体制（連絡網）イメージ図>



## 体験学習に伴う農林漁家への民泊 における火災予防対策等について

平成15年12月19日付け、むら推第203号「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針について（通知）」（以下「実施方針」という。）により示したの当県内における火災予防対策等の基本的な方針については下記のとおりとする。

### 記

#### 第1 農家等民泊の取扱いについて

実施方針に示す農家等民泊については、本来、消防法施行令（以下「令」という。）別表第一に掲げる（5）項イの用途であるものの、次の（1）及び（2）の事由により、一般民家として取扱うものとする。（最近の社会実態、経済活動の変化、形態の変化等により、用途の判定に柔軟な対応として判断したもの。）

- （1）当該民泊は、農業体験学習として今後グリーンツーリズム活動を推進するために重要な地方自治体（県・市町村）の施策であり、体験学習の実施においてそれらを農山漁村へ求めると同時に、宿泊についてもありのままの農家等へ民泊することを生活体験の一部として取入れられる学校が増加しており、それらの教育への貢献を図るとともに、地域活性化の方針であるグリーンツーリズム活動の一環として消防用設備等の設置について柔軟な対応が求められている。
- （2）当県におけるこの民泊に関する実施方針による安全確保等と、この火災予防対策等の遵守徹底が図られることを前提とする。

#### 第2 農家等民泊に対する共通的な市町村の協議会による指導事項について

農家等民泊については、宿泊者への安全確保上（初期消火の重要性等）の観点から適正な消火器の設置及び火災発生時の早期発見や効果的な防火対策等として住宅用火災警報器等の設置指導を行うものとする。

また、別添に掲げる農家等民泊に関する安全対策項目についての指導を責任をもって行うものとする。

#### 第3 農家等民泊の範囲について

この火災予防対策等に示す農家等民泊については、実施方針による農家等民泊に限定するものとし、この火災予防対策等に示す事項以外の対応等については、各市町村の消防本部（消防長又は消防署長）の判断によるものとする。

#### 第4 市町村の消防本部と協議会における連携について

実施方針に示す「農家等民泊を円滑に実施するための組織」と連携を図り、関係機関との必要な連絡調整を行うものとする。

## 農家等民泊に関する安全対策項目

### 1 火気使用設備・器具等について

火気使用設備・器具の設置状況及び使用に関する指導

火の元の点検方法等についての指導

### 2 119番通報要領の提示について

宿泊者が通報する場合も考えられることから、住所・氏名・目標等を常時人がいる場所の電話の付近に提示する等の指導

### 3 避難管理について

避難口・廊下等の管理方法等に関する指導

宿泊者が容易に避難できるための指導

### 4 夜間の防火管理体制について

住居人における防火に関する管理のあり方についての指導

### 5 その他

上記以外の火災予防上必要な事項についての指導

## 体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針について

近年、家庭や地域における教育力の低下を背景にして、子供の自然体験、生活体験の不足が懸念されており、子供たちに多彩な体験活動の機会を与えることが求められている。

農業等体験学習は、農村に出向いたり、田畑等において動植物を対象とした生命をはぐくむ営みである農業等を体験し、そこに生活する農林漁業者と生活を共にするなど、貴重な体験となると同時に農業等に対する理解の醸成や職業感の形成といった観点からも効果が期待できる取組である。

平成14年度からの学習指導要領の改正に伴って「総合的な学習の時間」の取扱いについては体験的な学習を積極的に取り入れるべきとされたこともあり、自然・生活体験である農業等体験に取り組む学校が増加している。

本県においても、みやぎ食と農の県民条例第7条第8項において「都市と農村の交流促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等を推進し、農業及び農村の重要性への理解醸成を図ること。」と規定されており、農業体験学習は今後グリーン・ツーリズム活動を推進するためにも重要な施策である。

体験学習の実施において、それらを農山漁村へ求めると同時に、宿泊についてもありのままの農家等への民泊を生活体験の一部として取り入れる学校が増加しており、農山漁村においてもそれら教育への貢献を図るとともに、地域活性化の方策であるグリーン・ツーリズム活動の一環として受入れしている。

本方針は、農林漁家が体験指導に係る対価等を受けて実施する体験学習の受入方針を明確にし、体験学習における児童、生徒の安全の確保と教育的効果の実現を図るとともに、交流による農山漁村地域の活性化を目的とするものである。

### 1 体験学習の定義

体験学習とは、学校教育法第1条に定める学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒が行う農林漁業に係る体験及び農山漁村での生活体験等で、学校長が教育上必要と認めるものをいう。

### 2 農家等民泊の定義

(1) 農家等民泊とは「1 体験学習の定義」に定める体験学習に伴い、児童、生徒及びその引率者（以下「生徒等」という。）が農林漁家（以下「農家等」という。）へ宿泊することをいう。

(2) 前記(1)に規定する農家等民泊は、「8 実施組織」でいう組織が受入れした生徒等で、かつ、当該組織からの協力依頼によるもののみとし、農家等が自ら実施するものはこれに含まないものとする。

### 3 宿泊人数

1回の農家等民泊において受け入れることのできる生徒等の人数は、安全の確保ができる範囲内とする。

### 4 食事の提供の制限

農家等民泊における生徒等の食事は、生徒等が自ら調理するもの又は農家等と共同で調理するものとし、それ以外は食事の提供はしないものとする。

### 5 衛生の確保

農家等は、受入れの実施に当たり、事前に検便等を実施するなど、衛生の確保に努めるものとする。

### 6 宿泊の安全確保

(1) 農家等は、受入れの実施に当たり、事前に管轄の消防機関の指導を受けるものとし、受入れに使用する部分の延べ床面積等に応じて必要な消防用設備等を設置するものとする。また、受入れに使用する面積等について変更があった場合については、再度管轄の消防機関の指導を受けるものとする。

(2) 宿泊に供することのできる部屋は、1階部分で外部に向けた窓が設置されている部屋等、安全が十分に確保できる部屋に限るものとする。また、農家等は生徒等に対して避難口等の案内を事前に行うものとする。

## 7 指導の対価等の受取り

- (1) 農家等は、生徒等の体験に対する指導をした場合は、その内容に応じた対価を受け取ることができるものとし、その基準は別表に掲げるところによる。
- (2) 前記(1)に定める指導の対価は「8 実施組織」でいう組織が指導内容及び指導時間を考慮し定めるものとし、その金額は体験指導に係るもののみとする。
- (3) 農家等は、前記(1),(2)に定めるものの他、「4 食事の提供の制限」に定める調理に用いる食材料等を提供した場合は、その実費を受け取ることができる。

## 8 実施組織

- (1) 受入れする市町村等は、農家等民泊を円滑に実施するための組織（以下「協議会」という。）を設置するものとし、その機能は次のとおりとする。
  - イ 生徒等受入に伴う契約業務。
  - ロ 農家等民泊受入の日程等の調整。
  - ハ 受入農家等の指導。
  - ニ 体験指導の対価の額の設定。
  - ホ その他農家等民泊の実施に係る業務。
- (2) 協議会は、実施しようとする体験学習内容等について事前に学校長と協議を行い、全ての農家等において生徒等の安全が確実に確保できる場合のみ受入れするものとする。

## 9 協議会の構成員

協議会の構成は、市町村等に委ねるものとする。

## 10 事故等の対応

協議会は生徒等の受入れに当たり、あらかじめ学校長と協議し、体験及び宿泊時等に係る安全対策等に関する事項について明確にしておくとともに、傷害保険等へ加入するなど事故発生時の対応等に万全を期すこと。

## 11 農家等の登録

農家等民泊を実施する農家等は登録制とし、事前に協議会に届け出るものとする。

## 12 研修の実施

協議会は生徒等の安全と衛生の確保のため、登録農家等に対し年1回以上の研修を実施するものとする。

## 13 その他

この取扱いによるもののほか、農家等民泊の実施についての必要な事項は協議会と関係機関とが協議して定めるものとする。

### 別表

区 分	内 容	備 考
指導の対価に含むことができるもの	消耗品費 人件費 収穫農産物価格 体験指導に要する諸経費	体験のための材料費 体験指導のために要する労賃 収穫体験の場合
指導の対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 生徒等の送迎のために要する経費	

監 修：みやぎグリーン・ツーリズム推進庁内連絡会議  
消防課  
地域復興支援課  
食と暮らしの安全推進課  
観光課  
食産業振興課  
農業振興課  
農村振興課  
林業振興課  
漁業振興課  
建築宅地課  
義務教育課  
生涯学習課

作 成：宮城県農林水産部農村振興課  
連絡先：宮城県農林水産部農村振興課農村交流対策班  
〒980-8750 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
(宮城県庁11階)  
電 話：022-211-2866  
E-mail：nosonshinnt@pref.miyagi.jp

平成17年3月 作成  
平成26年1月 改訂